

中野四季の森公園の様子。休日は家族連れのリレーの場に



誰もが安心して暮らせるまちへ

～地域を結ぶ、支えあいの仕組みづくり～

中野区では地域支えあいネットワークを構築し、高齢者や障がい者の見守りを進めています。

また、ひとり暮らしの高齢者など公的支援を自発的に受けづらい人の支援を行うため、希望する町会や自治会等に「見守り対象者名簿」の提供を行えるようにする独自性のある条例を設けるなど、特色ある試みを行っています。地域支えあい活動を推進するために、どのように地域の人たちの関わりを増やしているのかを取り上げます。

高齢者や障がい者を支える 「地域支えあい活動」

地域で高齢者、障がい者を
支えるために

中野区は、中野駅の北西に位置する警察大学校等の跡地が整備され、公園や業務・商業ビル、大学などが完成し、企業や若者などが多く集まる地域として注目を集めています。

こうしたまちの形が変わる一方で、古くからの地域のつながりがある住宅街を中心とした地区では高齢化が進み、地域との関わりが必要な人が増えてきており、そのため、ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が安心して暮らしていけるまちづくりが求められています。

中野区では、以前より介護保険サービスだけでは地域生活が困難な高齢者などを地域の人たちで支える取組やそこで発生した課題に対応するための対策を考えていました。そして、そうした人たちを支えるために、区では地域力を生かした取組、見守りや支えあいを行う「地域支えあい活動」を推進しています。

「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」施行、第1回目の見守り対象者名簿提供までの経緯

- 平成20年10月 「(仮称)地域支えあいネットワーク構築に向けた3ヵ年プロジェクト」を策定
- 平成21年10月～12月 町会・自治会等への説明
- 平成22年1月 意見交換会
- 平成22年7月～8月 パブリックコメント
- 平成22年7月 中部管内での地域支えあいネットワーク事業開始
- 平成23年3月 「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」を制定
- 平成23年4月 「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」を施行
全区的に地域支えあいネットワーク事業開始
- 平成23年8月 24時間緊急時連絡態勢の実施
- 平成23年11月 地域における見守り・支えあい活動を推進するため、8町会・自治会、消防署・警察署等に、見守り対象者名簿を提供(第1回目)

町会で行った活動の事例

- 地域の安全・安心のためのパトロール(小学校1・2年生の「お迎えパトロール」)
- 犬の散歩時に犬にバンダナをつけて見守る「わんわんパトロール」
- 地域での見守りとして防犯パトロール、安否確認を兼ねた敬老訪問、日常生活での簡易なお手伝い等
- 名簿の提供を受け、積極的なやりとりや買い物時の挨拶など

新たな仕組みづくりへ

もともと区では平成16年より、支えたいと思ったり高年齢者、支えたいという支援者双方で手を挙げてもらいま

ツチングをする仕組みづくりを行った
り、一人暮らし・認知症の高齢者が地
域で孤立することなく安心して生活
続けることができるよう、見守りや声
かけ等を行う「元気でねつと」事業
(高齢者見守り支援ネットワーク)を
通じて、高齢者を支援する仕組みに取
り組んでいました。

しかし、支援する人、支えてほしい
人が集まりにくかったことや事業の広
がりがあるように進まなかったといっ
た問題点がありました。そこで「地域
支えあい活動においては団体や協力機
関、個人でできる見守りの範囲を面と
してとらえ、それぞれのできることを
重ね合わせていくことで、高齢者や障
がいのある人の見守りを進めていくよ
う考えていった」(中野区地域自治推
進担当)というように、より包括的に
地域の見守りネットワークを推進す
るため、改めて仕組みづくりから見直
してきました。

現在行われている地域支えあい活動
では、活動内容を義務化することなく、
一人ひとりに過剰な負担がかからず、
町会、自治会、支援団体、事業者等の
各々の主体的な活動を通じて、自分た
ちのできる範囲でのゆるやかな見守り
を重ねることで、地域の中の高齢者や

障がい者を支えていくことを目指して
いる点が大きな特徴です。また、直接
的な支援に限らず、地域で暮らす住民
一人ひとりが日常生活の中で気になっ
た些細な事柄でも地域のすこやか福祉
センターなどの関係機関に連絡できる
というネットワーク体制も整備されて
おり、支えあい活動をより一層円滑に

全国に先駆けて行われた

「見守り対象者名簿」

名簿の活用で支えあい活動をより密に
地域での見守りを重ねる中で、地域
とのつながりを持たないために存在が
わかりづらい人が出てきてしまうとい
った問題もあります。そこで中野区で
は独自の取組を全国に先駆けて始めま
した。平成23年より始まった「見守り
対象者名簿」(高齢者など、支援を必
要とする方の名簿一覧)の提供です。

これは、高齢者や障がい者など支援
を必要とする方の名簿を、希望する町
会や自治会、民生・児童委員や警察・
消防署等に提供するものです。名簿に
は住所、名前、年齢、性別を記載し、
これまで区内の49町会に提供され、各
地域で有効に活用されています。また、

進められるようになっていきます。
例えば、地域の防犯パトロールを行
った際に高齢者の異変に気づいたり、
近隣の人たちが少しの気遣いやちょっ
とした手伝いで日常生活の関わりを持
つなど、安心して暮らせるような支え
あいを築いていくというのがこの活動
の基本となるところです。

「見守り対象者名簿」

東日本大震災があったこともあり、災
害時に対応できるようにこの取組を参考
にしようと他自治体からの取材や問い
合わせ等も増え、関心の高さがうかが
えます。

名簿の提供については個人情報
の取扱いが求められます。平成20
年1月に地域支えあいネットワークの
概要をつくってから十分に議論を進め、
3年近い期間をかけて条例化してい
きました。その結果、支援を必要とする
人の意思を反映した情報提供を行う仕
組みになっています。

70才以上の単身高齢者・75才以上の
高齢者世帯に確認し(不同意方式によ
る・2回通知)名簿に掲載するため、
拒否があった場合には掲載しません。



区内に4カ所あるすこやか福祉センター。中部すこやか福祉センターの外観。廃校になった学校を改築している



中部すこやか福祉センター窓口（お年寄りから赤ちゃんまでの相談を受付）



地域支えあい活動には町会の力が欠かせない（町会で行われる防犯パトロール）

地域の連携を深める「すこやか福祉センター」

異変の発生に対する総合的な支援

また、障がい者の方は本人が提供希望をしたうえで、名簿に掲載されます。そのほか、名簿の利用にあたって事前に研修を行い、取り扱いへの十分な配慮を求めるなど、個人情報保護を考えた仕組みになっています。名簿の提供で「区に後押しをしてもらう形で各戸通知がやりやすくなった」「町会に加入していない人にも活動内容が伝わりやすくなった」「支援を受ける人も何を見守ってくれているのかや、ポスト等を見回っていることまでやってくれるのか」という安心につながり理解も深まった」という声が各町会からあがっています。

各町会や自治会等が地域の高齢者や障がい者の見守りを行う中で、何か異変が発生した、問題があるなどの情報が寄せられた際に、実態を把握するための調査や支援を行う窓口が必要ですが、こうした相談拠点として大きな役割を担っているのが区内4カ所にあるすこやか福祉センターです。すこやか福祉センターは子育て、保健・福祉、支えあいの地域拠点として、

すこやか福祉センターの活動

すこやか福祉センターが行う支えあい活動への支援

- **地域からの情報提供への対応**
地域のみなさんが気付いた異変などの情報が寄せられた場合、職員が訪問するなどして調査・支援を行います。
- **地域での懇談会の開催**
地域で支えあい活動を行っている方や団体同士の連携を強化するため、関係者が参加できる懇談会を開いています。
- **訪問活動**
民生・児童委員と連携し、すこやか福祉センターの職員も訪問活動を行っています。※必ず身分証を携帯しています。
- **交流の場の提供**
区民活動センターでは、住民の相互交流の場として、集会室などを貸し出しています。
- **見守り対象者名簿の提供**
見守り活動に活用するため、希望する区内の町会・自治会に対して高齢者など支援を必要とする方の名簿を提供しています。

すこやか福祉センターの支援事例

- 年末の23日、町会から「2週間くらい電気がついていない」と連絡があり、民生委員に伝えた上で区役所に連絡。民生委員はその家の大家さんに、そして大家さんは管理会社に連絡した。地域包括支援センターと区役所が調べると実は病院に緊急入院していることがわかった。
- 転倒していた高齢者を見つけて介抱した方からの連絡。生活状況などを伺ったところ、介護保険サービスが利用できるにもかかわらず利用していないことが判明。地域包括支援センターの職員とも協力し手続きを進め、介護保険サービスが利用可能に。
- 「最近、雨戸が閉まりっぱなしになっている」との連絡で、消防と連携して自宅内で倒れて身動きできなくなっていた方を救助。

相談・支援のほか各種事業やサービスの提供を行っています。また、高齢者の保健福祉の総合相談・支援の窓口となる地域包括支援センターを併設するとともに、市町村保健センターも兼ねているため、いざというときの総合的な支援を行うために連携をとることが可能です。異変などが発生したという情報があった場合には、職員が訪問を行います。全体的にその人がどういった問題を抱えているのかを把握して、必要があれば

ば公的支援や介護保険の手続きなどへの支援にもつなげ、安心して暮らしていけるようお手伝いをしていきます。また、すこやか福祉センターの職員は、緊急的な場合に備えて24時間交替で携帯電話をもって対応しているため、緊急時に応対することができます。実際に、情報提供を受けて高齢者宅を確認のために訪問したり、区民のパトロールで異変を知り、夜間に対応したこともあります。場合によっては緊急車両の要請を行うことができるため、

区民活動センターで開催される催しの一例

墨田区
中野区
品川区



高齢者に人気の健康体操も各地域で開催

高齢者を対象にしたサロン。気軽に参加でき、交流の輪が広がる



「支援を受けた人から『来てくれてありがとう』と言ってもらえたこともある。区民にとっても何かあった時の受け皿として安心感につながっているのではないか」と鷺宮すこやか福祉センター職員は語ります。

地域支えあい活動の推進拠点となる

すこやか福祉センターでは、町会や自治会などですこやか福祉センターで行っているのか、「見守り対象者名簿」の活用方法などについての事例の発表などが行われています。また、地域での支えあいへの理解や知識を深める懇談会や講演会も行っています。

すこやか福祉センターのランチに位置づけされる15カ所の区民活動センターでも、各区民活動センターの所管する区域ごとに「地域支えあい部会」を設け、支えあいに関わる地域の活動団体や関係機関、民間事業者などが参加する仕組みづくりを進め、地域課題の共有や今後の取組などについて意見交換や連携強化を行っています。

それ以外にもボランティア活動の拠点としての役割や、サロンや昼食会、カラオケや体操のような催しが開かれて、地域の高齢者が気軽に参加して顔見知りを増やしたり、いざというときに助け合える土壌づくりの場となっています。

町会への住民参加の促進が課題

名簿を利用した活動を進めていく中で、支援の担い手となる人が足りないこと、もともと加入者のための活動が基本となる町会で、未加入者に対しどう

対応するかという課題もあがっています。

町会への加入者数が50%前後と低下している中で、パトロールや声かけといった地域の人の協力で気づきにつながりやすい支えあいには、町会の力なくして実現できないといっても過言ではありません。

ある町会では、「見守り対象者名簿」の活用に早い段階で手を挙げた地域として新聞にも取り上げられました。その新聞記事も町会の加入促進につなが

「地域支えあい活動」の今後の展望

「コミュニティを構築し、よりよいまちづくり」

今後の中野区では、地域支えあい活動のあり方や仕組みは変えず、より深化していきたいと考えています。

現在、名簿の提供開始から約2年で区内110の町会・自治会のうち49カ所に名簿が提供（全体の45パーセント程度）され、普及率は順調に伸びています。すこやか福祉センターや区民活動センターを通して町会や自治会、事業者などでお互いの情報共有が進むことで、

ること、地域に関わる人を増やし、最終的に地域力を高めています。

また、地域住民に支えあい活動を広く知ってもらうだけでなく、支えあい活動に関わる人たちが活動に対し負担に感じることなく気軽に参加でき、結果として日常の気づきを増やしていくこと、つまり「各自ができる活動を重ね合わせ、支援の厚みを増すことで安心を広げていく」（区地域自治推進担当）ことが今後取組を広げていくために必要だと言えるでしょう。

より、安心でやさしい暮らしを行う見守りのシステムづくりが進んでいきます。

「この人（要支援者）には誰が関わっているのか」ということを区が把握でき、その人に必要な支援は何なのかということが的確にわかる」（区地域自治推進担当）ようになれば、すべての人が地域で支えられることにつながります。きずなやつながりに注目が集まる中、互いのゆるやかな見守りで誰もが安心して暮らせるまちへ、支えあいのネットワークが進んでいます。

文京区
千代田区
江東区

杉並区
目黒区
台東区

中央区
足立区
豊島区